

目 次

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷	5
《第1節 社会的養護の理念》	5
《第2節 児童養護施設入所児童等調査結果》	7
《第3節 社会的養護の歴史》	9
第2章 社会的養護の制度と実施体系	12
《第1節 社会的養護の制度の概要》	12
《第2節 養育環境に問題のある児童のための施設と事業》	14
《第3節 心身に障害のある児童のための施設と事業》	19
《第4節 児童健全育成のための施設と事業》	23
《第5節 情緒・行動面に問題のある児童のための施設》	26
《第6節 家庭養護》	29
《第7節 虐待への対応》	33
《第8節 社会的養護の専門職・実施者》	34
第3章 施設養護の実際	36
《第1節 施設養護の基本原則》	36
《第2節 施設養護の実際》	36
《第3節 施設養護とソーシャルワーク》	38
第4章 社会的養護の現状と課題	39
《第1節 児童福祉施設の運営・管理》	39
《第2節 児童福祉施設援助者としての資質》	40
《第3節 社会的養護の課題と将来像》	40

【ご利用方法】

- ① まずは、ダウンロードした「問題編」と「解答編」のPDFデータをすべて印刷（プリントアウト）しましょう。印刷した後、「問題編」と「解答編」を別々にクリップなどでまとめ、並べてご覧いただける形をご利用されるとよいでしょう。

「問題編」の問題は、すべて〇×式の一問一答問題となっております。〇×を別紙に書き出すなどして、ページ単位、《節》単位など、ご自分のペースで解き、解説を読み進めていってください。

「理解できた」「押さえられた」と思った問題については、問題番号の前のチェック欄にチェックをつけていき、ひとつおろし解き終わった後は、チェックのない問題、チェックの少ない問題を重点的に見ていってください。何回も繰り返し問題演習をしていただいて、すべての問題に正解できるようになったときには、「社会的養護」での得点力がかなりアップした状態になっているでしょう。

- ② 「解答編」では、1問ごとに、A・B・Cの3段階で【重要度】を示しております。

【重要度C】でも、ここに掲載されていない知識よりは重要性が高いと考えますが、【重要度A】で間違えた問題を特にマークするなど、復習の際のメリハリづけにご利用いただきたいと思います。

- ③ 「解答編」中の「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことを、「社会的養護の課題と将来像」とは、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）」のことをいうものとします。

また、「ダイジェスト版」とは、弊社販売の別教材「保育士試験科目別リベンジセット社会的養護」の中の「社会的養護に関する各種資料ダイジェスト版」のことをいうものとします。

- ④ 「設備運営基準」における「保育士」は、国家戦略特別区域限定保育士事業実施区域内にある施設にあっては、「保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（いわゆる地域限定保育士）」と読み替えるものとします（設備運営基準21条6項等）。

- ⑤ 「平成28年改正児童福祉法の施行に伴う情緒障害短期治療設関係通知の取扱いについて」（平成29年3月31日 厚生労働省通知）【抜粋】

「平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。）については、既にその一部が施行されているが、平成29年4月1日から全面的に施行され、「情緒障害児短期治療施設」は「児童心理治療施設」に名称を変更することとしている。

このため、既存の厚生省児童家庭局長通知その他の厚生省通知及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知その他の厚生労働省通知について、別途通知が発出されない限り、「情緒障害児短期治療施設」とある部分の適用については、必要な読替えを行った上で、「児童心理治療施設」に対して引き続き適用されるので、御了知の上、貴管内の関係者に対して周知し、その運用に遺漏のないようお願いする。」

<お問い合わせ用メールアドレス>

ふくしかくネット：fukusi-n@lilac.ocn.ne.jp

ふくしかく楽天市場店：hoiku@fukushikakunet.jp

<ホームページ>

ふくしかくネット公式HP：http://fukushikaku.com/

ふくしかく楽天市場店：http://www.rakuten.co.jp/hoikushikaku/

<弊社運営ブログ>

「新・保育士試験：社会的養護・教育原理攻略講座」：

http://ameblo.jp/fukushikaku-ks/

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史的変遷

《第1節 社会的養護の理念》

- 1 社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。
- 2 社会的養護は、「養育機能」、「心理的ケア等の機能」、「教育機能」の3つの機能をもつ。
- 3 すべての子どもと家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。また、社会的養護と一般の子育て支援施策は、異なる役割をもつものであり、相互に阻害しあわないようにすることが必要である。
- 4 国及び地方公共団体は、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては、原則として、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 社会的養護の養育者は、子どもの心身の成長や治癒に関するさまざまな理論や技法を、統合的に適用するよりも、養育者自身の養育経験に基づいて養育することが重要である。

第2章 社会的養護の制度と実施体系

《第1節 社会的養護の制度の概要》

- 1 「児童福祉法」に規定されている児童福祉施設は、全部で14種類である。
- 2 都道府県、指定都市及び中核市には、児童相談所の設置が義務づけられている。
- 3 児童相談所には、必ず弁護士を配置しなければならない。
- 4 親権を行う保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童福祉施設入所措置をとることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、児童福祉施設入所措置をとることができる。
- 5 都道府県が児童福祉施設に配置する従業者及びその員数について条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされている。